

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県

編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
号外 (一)
一月六日

（火曜日）

目 次

家畜等の移動の禁止又は制限

○告 示

大分県告示第四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動制限に関する規則（昭和三十年大分県規則第三十三号）第三条の規定により、次とおり家畜等の移動を禁止し、又は制限する。

令和八年一月六日

大分県知事 佐 藤 樹一郎

一 家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だチョウ、ほろほろ鳥及び七面鳥の家きん並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

二 禁止又は制限の対象となる地域（別図の制限円内地域に限る。）

1 移動制限区域

佐伯市字目大字重岡

2 搬出制限区域

佐伯市字目大字塙見園、字目大字千束、字目大字大平、字目大字南田原、直川大字仁

（「別図」は、省略し、畜産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

三 期間

令和八年一月二日から当分の間

令和八年一月六日

大分県報号外（告示）